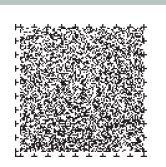


# 重点施策

- ◆だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会をつくるためには、地域での生活を希望する多くの障害のある人が地域で生活できる環境づくりが重要です。障害のある人の地域生活移行のため、これまでも様々な施策に取り組み推進してきましたが、地域での生活を希望するすべての障害のある人が、自分の望む地域で生活できる環境が整備されているとはいえず、これからも障害のある人の地域生活移行の取組をさらに推進する必要があります。
- ◆障害のある人が生きがいを実感しながら充実した生活を送るためには、地域社会の一員として自立して生活することが重要ですが、そのためには雇用・就労を通じた経済的な自立が求められます。しかし、県内の一般企業における障害のある人の雇用率は法定雇用率に届いておらず、一般企業への就労をさらに促進する必要があります。また、福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準も目標額とは乖離があり、工賃向上の取組も求められています。このように、障害のある人の雇用・就労と所得の向上には、課題が残っています。
- ◆精神障害のある人への地域生活支援については、入院治療中心から地域生活中心へという方向性の下に、これまで社会的入院者の退院促進に取り組んできました。その結果、精神障害のある人が徐々に精神科病院を退院し地域生活に移行している状況にあります。今後は、退院促進に加え、精神疾患に関する理解の促進や精神疾患発症早期からの支援による重症化予防、地域生活を支える支援の充実など、精神障害のある人が地域で生活し続けられるようにするための取組が必要となっています。

このため、下記の3点を重点施策として位置づけ、このプランに基づき様々な取組を進めていきます。

- 1 障害のある人の地域生活移行の推進
- 2 障害のある人の就労促進と所得の向上
- 3 精神障害のある人への地域生活支援の推進



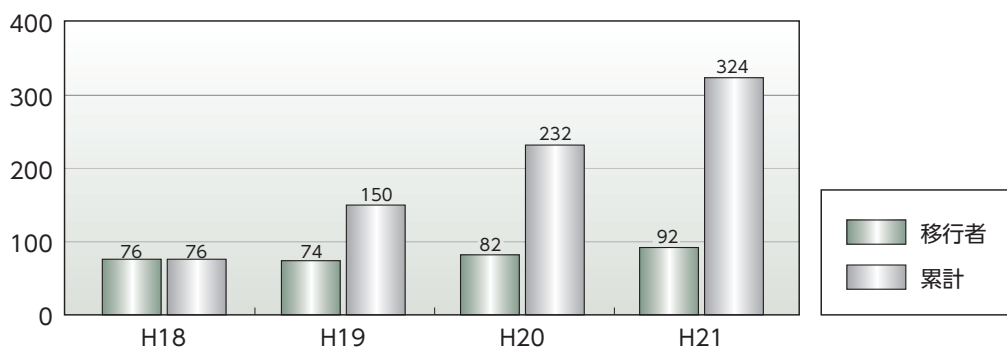
## 1 障害のある人の地域生活移行の推進

住み慣れた地域での生活を望む障害のある人が、地域での生活に移行できる環境を整備することが重要です。障害のある人が地域で生活するためには、住まいの確保、生活支援、就労等の日中活動の支援、社会参加の促進、相談支援、権利擁護など広範な領域にわたる支援が必要となります。

### 実績と現状

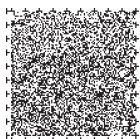
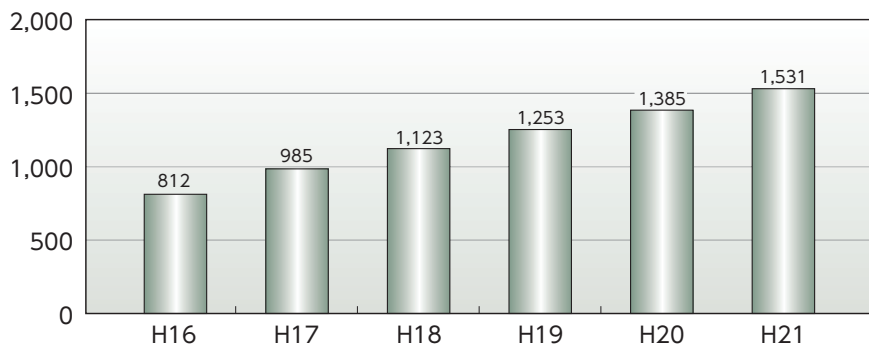
- ◆障害のある人の入所施設から地域生活への移行は、平成18年度から平成21年度までの4年間で324人を数え、順調に進んでいます。

地域生活移行者数の推移



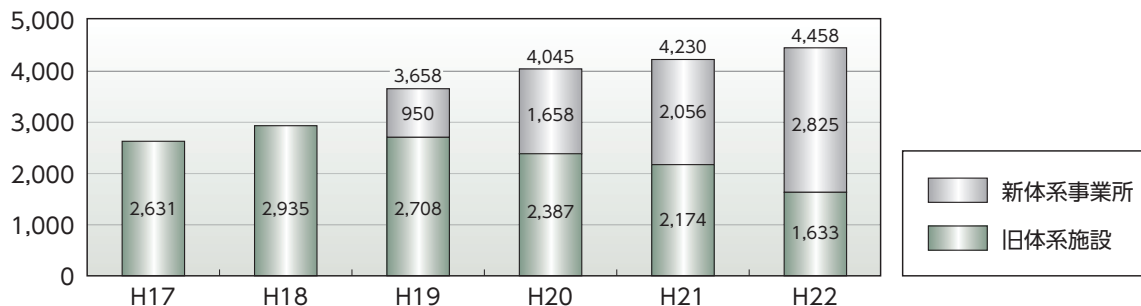
- ◆障害のある人の地域における住まいの場として、グループホーム・ケアホームの整備が進み、平成17年度からの5年間で住居数にして129、定員数にして719人分増加しています。

GH・CHの利用定員の推移



- ◆また、日中活動の場の整備も進み、自立訓練や就労移行支援等の事業所の定員と通所施設の定員の合計が、平成17年度からの5年間で1,827人分増加しています。

日中活動の場の定員の推移

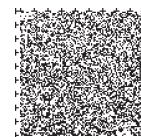


## 施策の方向

これまで、障害のある人の地域生活移行を支援してきましたが、障害のある人の地域での受入先となるグループホームやケアホームなどの住まいの場の確保、居宅介護などの訪問系サービスの充実、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所（以下「就労支援事業所」という。）などの日中活動の場の充実、相談支援体制の整備などに引き続き取り組み、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援体制の構築を進めます。

## 主な推進施策

- ◆障害のある人が住み慣れた地域で暮らしていくための住まいの場として、グループホームやケアホームの整備を進めるとともに、安心してグループホーム・ケアホームで暮らしていけるよう、グループホーム・ケアホームの体験利用の機会拡大を図ります。
- ◆一般就労が困難な障害のある人のための就労先となる就労支援事業所や、障害のある人が身近な地域で生活訓練などをするための生活介護事業所、地域活動支援センター等の日中活動の場を整備します。
- ◆身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう相談支援機能の拡充を行います。
- ◆身近な地域や在宅において継続的かつ一貫性のあるリハビリテーションが受けられるシステムの整備を図ります。
- ◆ホームヘルプサービス、在宅重症心身障害児の巡回訪問相談事業等を行い、家庭における生活支援を行います。



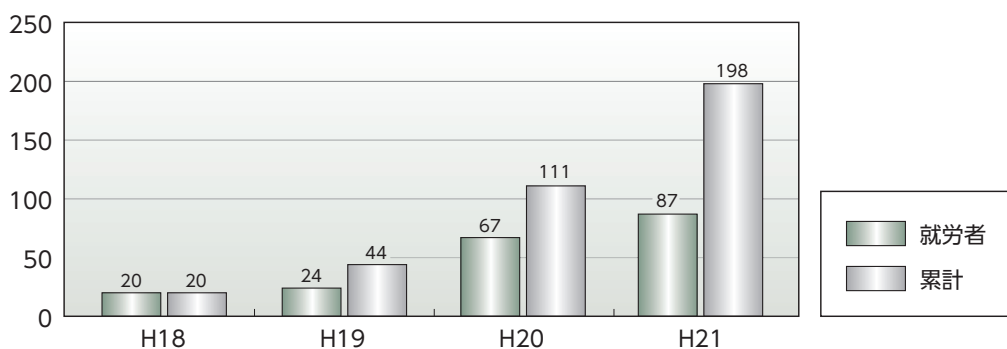
## 2 障害のある人の就労促進と所得の向上

障害のある人が地域において経済的に自立した生活を送るためには、一般就労の場の確保はもちろんのこと、直ちに一般就労が困難な障害のある人のためにも、働く意欲を就労に結びつける場として就労支援事業所のような福祉的就労の場の確保が必要です。障害のある人が可能な限り就労により自立した生活を送るとともに、生活水準の向上を図るためには、特に福祉的就労の場で働く障害のある人の工賃水準を引き上げる環境を整備する必要があります。

### 実績と現状

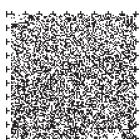
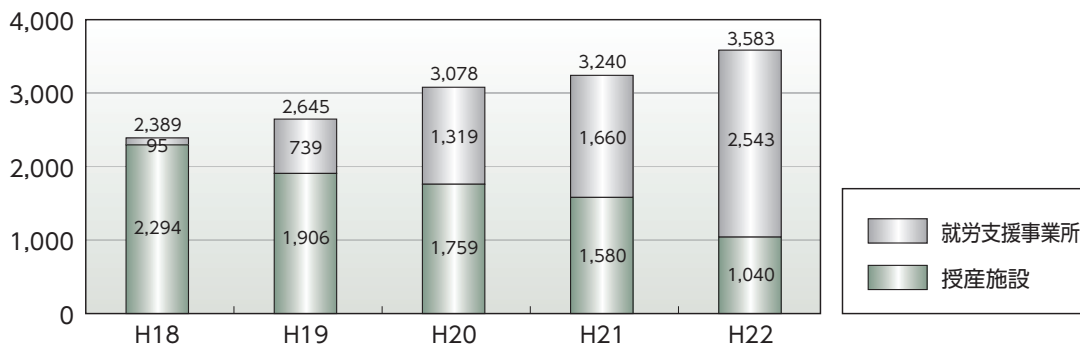
- ◆福祉施設を利用していた障害のある人の一般就労への移行は、平成18年度から平成21年度までの4年間で198人となっています。

福祉施設から一般就労への移行者数の推移

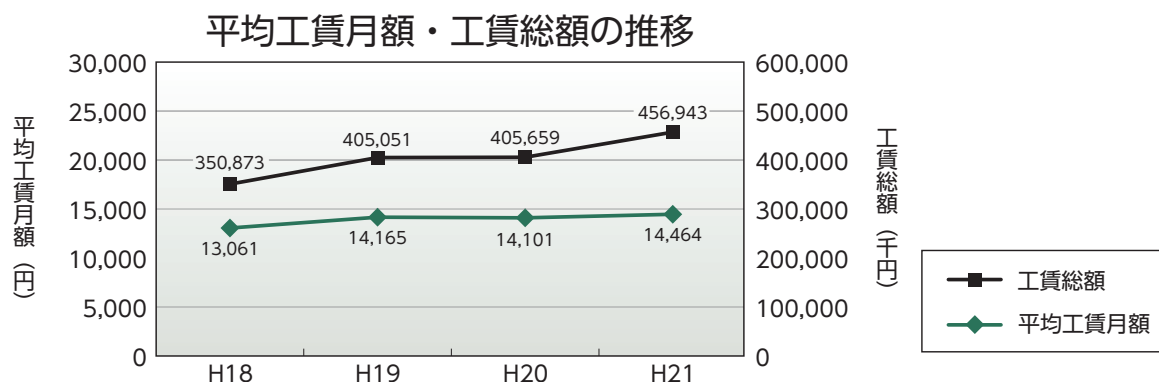


- ◆一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場の整備が進み、就労支援事業所の定員と授産施設の定員の合計が平成18年度からの約4年間で1,194人分増加しています。

就労支援事業所等の定員の推移



◆就労継続支援B型事業所等で働く障害のある人の工賃の向上を目指して、「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」を策定し取組を進めていますが、平均工賃月額はや平成21年度までの3年間で1,403円増加しました。また、就労継続支援B型事業所等で働く障害のある人に支払われた工賃の総額は、平均工賃月額の向上と就労者の増加とがあいまって、3年間で約1億6百万円増加しています。



## 施策の方向

障害のある人の一般就労を促進するほか、就労支援事業所の整備を推進することにより一般就労が困難な障害のある人の就労を促進します。また、働く障害のある人の工賃を引き上げるため、関係機関が連携して取組を推進します。

## 主な推進施策

- ◆地方公共団体等の機関における雇用率を高めるとともに、民間企業における法定雇用率達成のための広報啓発活動を強化し、雇用の場の拡大に努めます。
- ◆特別支援学校間の連携を強化し、職場の開拓及び生徒の実習受入先の開拓を行う機能の充実を図ります。このことによって、職場や実習内容に関する情報と実習体験の場を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労に向けた支援を行います。
- ◆宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため実技を主体とした職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における訓練生の実習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。
- ◆「障害者就業・生活支援センター」を中心に一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。
- ◆一般就労が困難な障害のある人に対する就労促進のために、地域の身近な場所に就労先となる就労支援事業所の整備を引き続き推進します。
- ◆就労継続支援B型事業所等が「工賃引上げ計画」を策定するために必要なアドバイザーの派遣や、策定した計画等を実践するための経営コンサルタント等の派遣を引き続き行います。
- ◆就労継続支援B型事業所等における工賃の引上げには、新商品の開発や商品の販路拡大が必要であることから、事業所等にこれらの業務に従事する人員を配置する等の支援を行います。

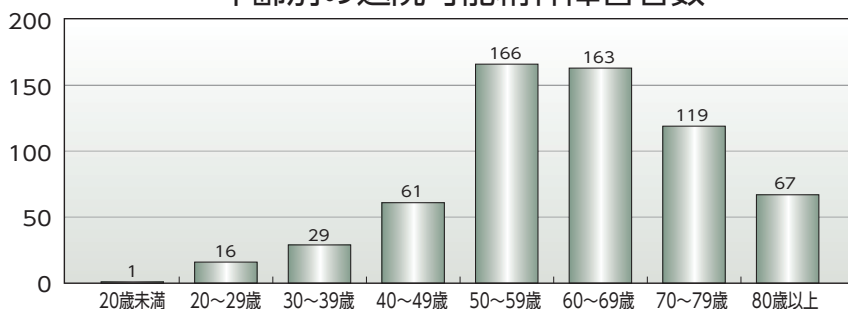
### 3 精神障害のある人への地域生活支援の推進

精神障害のある人の地域生活を推進するためには、長期に入院している精神障害のある人が地域生活に移行するための取組を進めるとともに、精神疾患が悪化しないよう早期に適切な医療を提供することが必要です。そのため、受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人の退院促進を図るとともに、精神疾患を発症した若年層に対する早期支援対策、未治療者や医療中断者を早期に支援するための訪問診療などの早期支援の取組を進めることなどにより、精神障害のある人が地域で生活できる環境づくりを進める必要があります。

#### 実績と現状

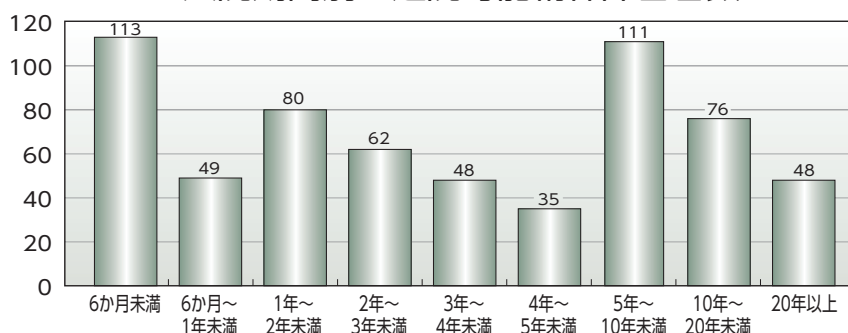
- ◆平成20年の調査によると、受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人は622人となっています。そのうち65歳以上の高齢者が286人（46.0%）で全体の半数近くを占めています。

年齢別の退院可能精神障害者数



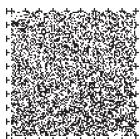
- ◆また、入院期間が1年以上は460人（74.0%）で、全体の4分の3を占めています。5年以上の長期入院も235人（37.8%）と全体の3分の1を超えています。

入院期間別の退院可能精神障害者数



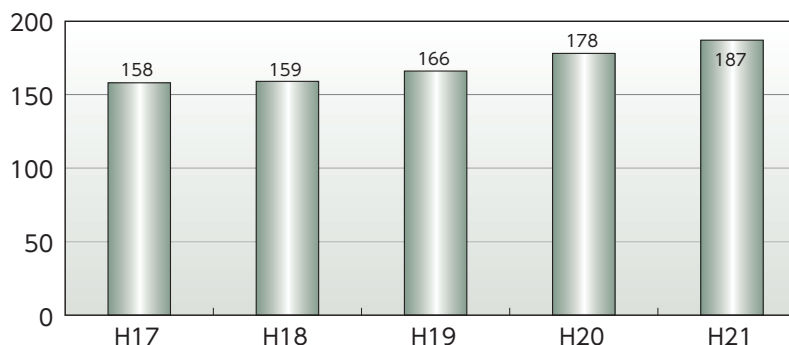
- ◆上記調査の622人について、平成22年3月末現在の転帰を追跡調査した結果は下記のとおりでした。

	退院	転院 転科	死亡	施設入所 待機	入院継続	入院継続 (対象外)	再入院	その他	合計
人数	150	33	22	39	296	51	29	2	622
%	24.1	5.3	3.5	6.3	47.6	8.2	4.7	0.3	100



- ◆早期介入・早期支援の対象となる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通報等の件数は、平成21年度が187件で、年々増加傾向にあります。

通報等受案件数



### 施策の方向

精神障害のある人の地域生活への移行を進めるため、前述の「1 障害のある人の地域生活移行の推進」に取り組むとともに、精神科病院に入院中の「受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人」の地域生活移行を推進します。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期受診、早期治療を促進するほか、未治療者や医療中断者、若年層の精神疾患発症を早期に発見し、医療や福祉サービス等につなげるよう早期介入・早期支援に取り組むなど、精神障害のある人への地域生活支援を進めます。

### 主な推進施策

- ◆精神科病院に入院中の地域移行対象者に対して地域移行推進員等を入院先に派遣し、退院に向けた個別支援、地域の受入体制の調整等を行います。
- ◆一般県民を対象とした研修等を開催することにより、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期受診、早期治療の促進を図ります。
- ◆地域活動支援センター等に通所して活動ができる状態まで回復しておらず、自宅に閉じこもりがちな精神障害のある人に対して設置するコミュニティサロン（集いの場）の運営を支援し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障害のある人との交流等を通じて再発の予防や社会復帰の促進を図ります。
- ◆若年層を中心に精神疾患を発症した場合の未治療期間の短縮、重症化予防のため、教育機関等と連携し普及啓発を行い、若者の精神疾患を含めたメンタルヘルスへの関心を高めるとともに、若年層を中心に未治療者及び医療中断者に対して多職種チームによる早期介入・早期支援に取り組みます。
- ◆精神科救急については、民間精神科病院や関係機関の協力を得て24時間、365日の精神科救急患者の受入れを目指し、精神科救急医療システムの充実を図り、適切な精神科救急医療体制を整備します。また、身体合併症を有する精神障害のある人の受入れについては、消防法の改正に伴い搬送基準を作成し受入体制を整備します。

